**児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する**

資料１

**第三者委員会　令和５年大総務監第36号に関する部会**

**委 員 名 簿**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役　職 | 氏　名 | 職業又は役職等 |
| 部　会　長 | 　 | 弁護士 |
| 委　　　員 | 　 | 弁護士 |
| 委　　　員 | 　 | 臨床心理士 |
| 委　　　員 | 　 | 臨床心理士 |

（敬称略・委員は五十音順）

※部会長代理は、部会の中で部会長が指名する。